

社会福祉法人誠心会

所在地：葛巻町
業 種：老人福祉介護業
労働者数：89名（男性30名、女性59名）
認 定：平成26年くるみん取得



1. 子育て支援に関する取組方針

- 全職員を対象に諸規程等の説明会を開催し、その際に直接職員と意見交換を行い、現行の制度等では補うことができない事項などについて意見のすり合わせを行い、さらに規程改正を行うなどして、より働きやすい環境整備に努めています。

2. 子育て支援に関する取組

(1) 制度

- 法を上回る制度
 - ・ 小学校就学前までの所定外労働免除制度（平成25年4月施行）。
 - ・ 育児休業制度…
 - ✚ 子の疾病や保育所等への入所不可等の場合、小学校就学前まで取得可能。
 - ✚ 育児休業中も賞与を支給。
 - ✚ 職員が安心して休業・復職できるよう不利益取扱いの禁止について規定に整備。
 - ・ 「こども参観日」の創設…施設の行事（運動会、夏祭り、文化祭等）に職員の子どもを招待し、父親・母親の働く姿を見学することにより親の仕事について理解を深める。併せて全職員が子どもたちを守り育てるという意識の向上ための交流の機会を作っている。

(2) 運用状況等

- 平成24年6月、男性1名が育児休業を取得。
- 妊娠した女性の育児休業取得率及び復職率は100%。
- 育児休業中の体制…育児休業中は代替職員の確保が困難（人材不足）であるため、業務割りの変更等を行い職場内でカバーしている。必要により他の事業所からの配置替えで人員確保することもある。

3. 労働時間等の働き方

- 年次有給休暇取得促進のための取組等
 - ・ 年次有給休暇取得促進に関する内規の作成…前年度の年休取得日数が5日以下である職員については5日以上（就業初年度は3日以上）の取得に努めるよう規定。

- ・年次有給休暇の取得率…現在年次有給休暇5日以上を取得者は70%。以前より取得率は若干低迷しているが、全国的な介護職員の人材不足により人員確保に苦慮している状況にありながらも、積極的な取得促進は現在も継続している。特に子育て世代は有効に活用している。
- ・所定労働時間の削減…終業時間の適正化を図るため、タイムカードの打刻時間を定期的にチェックし、必要により業務の見直し等を検討している。また、介護ロボットやICTの活用により業務の効率化や負担軽減を図っている。

4. その他の取組

- 妊娠休業制度の導入…自身の体調に配慮しながら働くことができる環境となっている。
- 「世代間グループの内部研修」…ワークライフバランスの充実が継続し理解されることを目的に実施している。一人で悩んだり、育児について聞く機会を逸していた人たちが気軽に話し合える場として有効に活用されている。他職種、時間差勤務等により定期的な開催が課題である。
- 深夜業体制への取組…これまでは夜勤者の拘束時間は長時間となっていたが、新たにシフトを増やし8時間拘束としたことで身体的負担が軽減した。
- 女性の活躍…女性が多い職場ということもあるが、積極的に幹部職員への登用を行っており職場の活性化を図っている。

5. 認定マークの活用法や効果

- パンフレット、ホームページ等に掲載。
- ハローワークの求人票にも掲載し職員募集の際に有効活用している。

6. 認定企業として一言

- 働き方改革が叫ばれる中、多種多様な労働形態を構築していかなければならないと考え、その中であって、ワークライフバランスの充実は大きな役割を持つと思います。例えば、仕事一辺倒の働き方から家族や子供と向き合い、お互いの立場を理解し認め合うことが必要な時代が既に訪れていることから、更なるワークライフバランスの充実を図っていくために、認定企業として、一人ひとりが目標達成に向けて協力していくことが重要であると考えています。

くるみん認定に係る主な達成状況（平成26年3月27日認定）

- ・ 職員の子を施設の行事に招待。
- ・ 年次有給休暇取得促進に関する内規を全職員に周知することより、年間3日以上を取得者が各年60%以上。
- ・ ワークライフバランスの充実が継続し理解されるよう、世代間グループの内部研修を開催。